



高松市住民税非課税世帯(令和5年度) 生活支援追加給付金に関するお知らせ

制度概要

国の重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

●給付対象者

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税で、令和5年12月1日に高松市に住民登録(住民票)がある世帯

【注意】以下の①、②のいずれかに該当する世帯は本給付金の給付対象者になりません。

- ①令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯
- ②世帯全員が、令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等になっている世帯

●給付額：1世帯当たり7万円

手続方法

①対象と思われる世帯に、高松市から、給付内容や確認事項が記載された「確認書」が届きます。

②「確認書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で高松市に提出してください。

※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、高松市コールセンターまでお問い合わせください。

●提出期限：令和6年4月30日(火)(当日消印有効)

お問い合わせ先

高松市コールセンター

☎087-826-0442

(通話料がかかります)

受付期間：令和6年4月30日(火)まで

受付時間：8:30~17:00

(土日祝・年末年始(12/29~1/3)を除く)

相談窓口

高松市防災合同庁舎4階

(市役所本庁舎西側)

受付期間：令和6年1月4日(木)から4月30日(火)まで

受付時間：8:30~17:00

(土日祝を除く)

相談窓口が混雑することが予想されますので、極力、コールセンターの利用をお願いします。
なお、各総合センター・支所・出張所では、相談や確認書等の受付は行っていませんので、ご了承ください。

給付金に関する詳しい情報、最新情報は高松市ホームページをご覧ください。

高松市ホームページへ
右記バーコードから
アクセスできます➔



●配偶者やその他親族からの暴力(DV等)を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地^{※1}から避難されている方で、高松市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件(DV等避難中^{※2}であることの証明、収入要件)を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、高松市コールセンターまでお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください!

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター(Tel:087-839-2066)や最寄りの警察署にご相談ください。

